

平成29年第1回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 2月28日～3月23日：24日間)

月	日	曜	本会議	委員会	審査事項
2月	28日	火	開議 午前10時		1. 会期の決定 2. 諮問第1号～第2号 3. 議案第1号～第29号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論・採決 ┘
3月	1日	水	開議 午前10時		1. 一般質問 2. 議案第1号～第19号 [質疑・委員会付託]
3月	2日	木	休会		
3月	3日	金	休会	委員会	
3月	4日	土	休会		
3月	5日	日	休会		
3月	6日	月	休会	委員会	
3月	7日	火	休会	委員会	
3月	8日	水	休会		
3月	9日	木	開議 午前10時		1. 議案第1号～第29号 ┌ 委員長報告・質疑・討論・採決 ┐ └ 委員会付託 ┘
3月	10日	金	休会		
3月	11日	土	休会		
3月	12日	日	休会		
3月	13日	月	休会	委員会	
3月	14日	火	休会	委員会	
3月	15日	水	休会	委員会	
3月	16日	木	休会	委員会	
3月	17日	金	休会	委員会	
3月	18日	土	休会		
3月	19日	日	休会		
3月	20日	月	休会		
3月	21日	火	休会		
3月	22日	水	休会		
3月	23日	木	開議 午前10時		1. 議案第20号～第29号 2. 議員提出議案第1号 3. 意見書案第1号～第5号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 委員長報告・質疑・討論・採決 ┘

諸 般 の 報 告

第1回中間市議会定例会

平成29年2月28日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成28年11月18日、24日、12月5日、16日、平成29年1月13日、20日、2月3日、10日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成28年度8月分～11月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成28年度7月分～11月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成28年度7月分～11月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成28年12月2日、28日、平成29年1月6日、20日、2月3日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 消 防 本 部 | 平成26年度
平成27年度 |
| (2) 介 護 保 険 課 | 平成26年度
平成27年度 |
| (3) 福 祉 支 援 課 | 平成26年度
平成27年度 |
| (4) 環 境 保 全 課 | 平成26年度
平成27年度 |
| (5) 総 務 課 | 平成26年度
平成27年度 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を、平成28年11月18日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 公益社団法人中間市シルバー人材センター | 平成26年度、平成27年度 |
|-------------------------|---------------|

(意見書の提出)

平成28年12月13日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- (2) ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書
- (3) 国民年金等改定法案の撤回を求める意見書
- (4) 公契約法の制定を求める意見書
- (5) 自衛隊を南スーダンから直ちに撤退させることを求める意見書
- (6) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成29年 2月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第2～日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第1号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 第2号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)
- 日程第 6 第3号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 第4号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 第5号議案 平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 第6号議案 平成28年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)
(日程第4～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第7号議案 中間市個人情報保護条例及び中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第8号議案 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第9号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第10号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第11号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 15 第 12 号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 16 第 13 号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 第 14 号議案 中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 第 15 号議案 中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 第 16 号議案 中間市宮野球場使用条例の一部を改正する条例
(日程第 10～日程第 19 提案理由説明)
- 日程第 20 第 17 号議案 中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例
(日程第 20 提案理由説明)
- 日程第 21 第 18 号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第 22 第 19 号議案 中間市道路線の変更について
(日程第 21～日程第 22 提案理由説明)
- 日程第 23 第 20 号議案 平成 29 年度中間市一般会計暫定予算
- 日程第 24 第 21 号議案 平成 29 年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算
- 日程第 25 第 22 号議案 平成 29 年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算
- 日程第 26 第 23 号議案 平成 29 年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 27 第 24 号議案 平成 29 年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 28 第 25 号議案 平成 29 年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算
- 日程第 29 第 26 号議案 平成 29 年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算
- 日程第 30 第 27 号議案 平成 29 年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第 31 第 28 号議案 平成 29 年度中間市水道事業会計暫定予算
- 日程第 32 第 29 号議案 平成 29 年度中間市病院事業会計暫定予算
(日程第 23～日程第 32 提案理由説明)
- 日程第 33 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議会運営委員の補欠選任の件
- 追加日程第 6 議席の一部変更の件
- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(日程第2～日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第4 第1号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算(第4号)

日程第5 第2号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)

日程第6 第3号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第7 第4号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第8 第5号議案 平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第9 第6号議案 平成28年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)

(日程第4～日程第9 提案理由説明)

日程第10 第7号議案 中間市個人情報保護条例及び中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 第8号議案 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 第9号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例

日程第16 第13号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第17 第14号議案 中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 第15号議案 中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例

日程第19 第16号議案 中間市営野球場使用条例の一部を改正する条例

(日程第10～日程第19 提案理由説明)

日程第20 第17号議案 中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例

(日程第20 提案理由説明)

日程第21 第18号議案 中間市道路線の認定について

- 日程第 2 2 第 1 9 号議案 中間市道路線の変更について
 (日程第 2 1～日程第 2 2 提案理由説明)
- 日程第 2 3 第 2 0 号議案 平成 2 9 年度中間市一般会計暫定予算
- 日程第 2 4 第 2 1 号議案 平成 2 9 年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算
- 日程第 2 5 第 2 2 号議案 平成 2 9 年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算
- 日程第 2 6 第 2 3 号議案 平成 2 9 年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 7 第 2 4 号議案 平成 2 9 年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 8 第 2 5 号議案 平成 2 9 年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算
- 日程第 2 9 第 2 6 号議案 平成 2 9 年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算
- 日程第 3 0 第 2 7 号議案 平成 2 9 年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第 3 1 第 2 8 号議案 平成 2 9 年度中間市水道事業会計暫定予算
- 日程第 3 2 第 2 9 号議案 平成 2 9 年度中間市病院事業会計暫定予算
 (日程第 2 3～日程第 3 2 提案理由説明)
- 日程第 3 3 会議録署名議員の指名

出席議員 (17名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 山本 慎悟君 | 2 番 安田 明美君 |
| 3 番 田口 善大君 | 4 番 小林 信一君 |
| 5 番 宮下 寛君 | 6 番 青木 孝子君 |
| 7 番 田口 澄雄君 | 8 番 掛田るみ子君 |
| 9 番 草場 満彦君 | 1 0 番 中尾 淳子君 |
| 1 1 番 堀田 英雄君 | 1 2 番 佐々木晴一君 |
| 1 3 番 植本 種實君 | 1 4 番 中野 勝寛君 |
| 1 5 番 原田 隆博君 | 1 6 番 下川 俊秀君 |
| 1 7 番 井上 太一君 | |

欠席議員 (1名)

- 1 8 番 米満 一彦君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|------------|--------------|-------------------|
| 市長職務代理者副市長 | …………… | 後藤 哲治君 |
| 教育長 | …………… 増田 俊明君 | 総務部長 …………… 園田 孝君 |
| 総合政策部長 | …………… 藤崎 幹彦君 | 市民部長 …………… 柴田精一郎君 |

保健福祉部長 ……	小南 敏夫君	建設産業部長 ……	間野多喜治君
教育部長 ……	濱田 孝弘君		
環境上下水道部長 ……			久野 裕彦君
市立病院事務長 ……	貞末 孝光君	消防長 ……	三船 時彦君
総務課長 ……	後藤 謙治君	財政課長 ……	田代 謙介君
企画政策課長 ……	蔵元 洋一君	課税課長 ……	森満 学君
人権男女共同参画課長 ……			蛙田 由美君
福祉支援課長 ……	亀井 誠君	健康増進課長 ……	岩河内弘子君
介護保険課長 ……	冷牟田 均君	土木課長 ……	藤田 晃君
生涯学習課長 ……	古賀 敬英君	上水道課長 ……	井上 一君
下水道課長 ……	岩切 伸一君	市立病院課長 ……	末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君	書記 八汐 雄樹君
書記 熊谷 浩二君	書記 池田 恭君

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。

会議に入ります前に、副市長から報告したい旨の申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。後藤副市長。

○副市長（後藤 哲治君）

おはようございます。市長の職務代理につきましてご報告させていただきます。

中間市長である松下俊男が病気療養のため、昨日2月27日から来月の3月31日まで職務に専念できませんので、地方自治法第152条第1項の規定により職務代理者を定めさせていただきます。

私、副市長の後藤が中間市長職務代理者を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

午前10時00分開会

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は17名で、定足数に達しております。これより平成29年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月23日までの24日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

.....
午前10時03分再開

○副議長（植本 種實君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（植本 種實君）

ただいま議長堀田英雄君から、議長の辞職願が提出されましたので、本件に関する議事を進めることといたします。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

これより、追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

○事務局長（西村 拓生君）

辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。平成29年2月28日。中間市議会議長堀田英雄。

以上でございます。

○副議長（植本 種實君）

お諮りいたします。堀田英雄君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認め、堀田英雄君の議長辞職を許可することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

.....
午前10時05分再開

○副議長（植本 種實君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2. 選挙第1号

○副議長（植本 種實君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、追加日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

この選挙は、単記無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（植本 種實君）

ただいまの出席議員は17人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（植本 種實君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（植本 種實君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（植本 種實君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番	堀田 英雄議員	3 番	田口 善大議員
4 番	小林 信一議員	5 番	宮下 寛議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	田口 澄雄議員
8 番	掛田るみ子議員	9 番	草場 満彦議員
1 0 番	中尾 淳子議員	1 1 番	山本 慎悟議員
1 2 番	佐々木晴一議員	1 3 番	安田 明美議員
1 4 番	中野 勝寛議員	1 5 番	原田 隆博議員
1 6 番	下川 俊秀議員	1 7 番	井上 太一議員
2 番	植本 種實議員		

.....

○副議長（植本 種實君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(植本 種實君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(植本 種實君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口善大君及び中野勝寛君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○副議長(植本 種實君)

選挙の結果を報告いたします。投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票0票。有効投票数中、山本慎悟君17票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、山本慎悟君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました山本慎悟君が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

山本慎悟君。

この際、山本慎悟議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長(山本 慎悟君)

議員の皆さん、議長に就任させていただきましてまことにありがとうございます。心より厚く感謝を申し上げます。

短い期間ではございますが、公平な立場で議会の運営に当たっていきたくと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

簡単ですが、就任の挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

(拍手)

○副議長(植本 種實君)

山本慎悟議長、議長席にお着き願います。

(副議長退席、議長着席)

○議長(山本 慎悟君)

これより議長を務めさせていただきます。

ただいまから議事進行に当たらせていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時14分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（山本 慎悟君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（山本 慎悟君）

休憩中に副議長植本種實君より、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

これより、追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

○事務局長（西村 拓生君）

辞職願を朗読いたします。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。平成29年2月28日。中間市議会副議長植本種實。

以上でございます。

○議長（山本 慎悟君）

お諮りいたします。植本種實君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認め、植本種實君の副議長辞職を許可することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

.....
午前10時17分再開

追加日程第4. 選挙第2号

○議長（山本 慎悟君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、追加日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。

この選挙は、単記無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(山本 慎悟君)

ただいまの出席議員は17人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(山本 慎悟君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(山本 慎悟君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	堀田 英雄議員	2 番	植本 種實議員
3 番	田口 善大議員	4 番	小林 信一議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	田口 澄雄議員	8 番	掛田るみ子議員
9 番	草場 満彦議員	10 番	中尾 淳子議員
12 番	佐々木晴一議員	13 番	安田 明美議員
14 番	中野 勝寛議員	15 番	原田 隆博議員
16 番	下川 俊秀議員	17 番	井上 太一議員

11番 山本 慎悟議員

○議長（山本 慎悟君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（山本 慎悟君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小林信一君及び原田隆博君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（山本 慎悟君）

選挙の結果を報告いたします。投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票0票。有効投票数中、安田明美さん17票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、安田明美さんが副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました安田明美さんが議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。安田明美さん。

この際、安田明美副議長にご挨拶をお願いいたします。

○副議長（安田 明美君）

各議員の皆様、本当にありがとうございます。今から山本議長を支えながら一生懸命頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本 慎悟君）

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。議会運営委員会委員の皆さんは第1委員会室にお集まりください。

午前10時25分休憩

午前10時30分再開

○議長（山本 慎悟君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいまの休憩中に開催されました議会運営委員会において、安田明美さんが議会運営委員を辞任いたしましたので、ご報告いたします。

追加日程第5. 議会運営委員の補欠選任の件

これより議会運営委員の補欠選任の件を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員の補欠選任の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第5、議会運営委員の補欠選任の件を議題といたします。

議会運営委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、植本種實君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました植本種實君を議会運営委員に選任することに決しました。

この際、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。議会運営委員会委員の皆さんは第1委員会室にお集まりください。

午前10時31分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長(山本 慎悟君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第6. 議席の一部変更の件

○議長(山本 慎悟君)

これより議席の一部変更の件を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加することに決しました。

追加日程第6、議席の一部変更の件を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○事務局長（西村 拓生君）

朗読いたします。

1番、山本慎悟議員、2番、安田明美議員、11番、堀田英雄議員、13番、植本種實議員、18番、米満一彦議員、以上でございます。

○議長（山本 慎悟君）

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

ただいまから写真撮影を行います。

（写真撮影）

○議長（山本 慎悟君）

ただいまから総合政策委員会、市民厚生委員会の順で委員会を開催していただきます。委員の皆さまは第1委員会室にお集まりください。

午前10時36分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（山本 慎悟君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいまの休憩中に開催されました総合政策委員会並びに市民厚生委員会の結果を報告いたします。

総合政策委員会において、私山本慎悟が副委員長を辞任し、新たに田口澄雄君が総合政策委員会副委員長に当選されました。

また、市民厚生委員会において、安田明美さんが委員長を辞任され、新たに中尾淳子さんが市民厚生委員会委員長に当選されましたので、ご報告いたします。

日程第2． 諮問第1号

日程第3． 諮問第2号

○議長（山本 慎悟君）

これより、日程第2、諮問第1号及び日程第3、諮問第2号の諮問2件を一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります門司清氏の任期が本年6月30日で満了となります。

同氏におかれましては、6年にわたってご活躍いただきましたが、今期限りで勇退されることとなりました。同氏の長年にわたるご尽力につきましては深く感謝いたしているところでございます。

同氏の後任につきまして、法務大臣より福岡法務局長を通じ候補者の推薦依頼がございましたので、社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられます山中栄夫氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります有馬周子氏の任期が本年6月30日で満了となります。

同氏の後任につきまして、法務大臣より福岡法務局長を通じ候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。これより諮問2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(山本 慎悟君)

ただいまの出席議員は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(山本 慎悟君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(山本 慎悟君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について、適任と認めることに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

2番	安田 明美議員	3番	田口 善大議員
4番	小林 信一議員	5番	宮下 寛議員
6番	青木 孝子議員	7番	田口 澄雄議員
8番	掛田るみ子議員	9番	草場 満彦議員
10番	中尾 淳子議員	11番	堀田 英雄議員
12番	佐々木晴一議員	13番	植本 種實議員
14番	中野 勝寛議員	15番	原田 隆博議員
16番	下川 俊秀議員	17番	井上 太一議員

.....

○議長(山本 慎悟君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(山本 慎悟君)

開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮下寛君及び佐々木晴一君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(山本 慎悟君)

選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち賛成15票、反対1票。以上のおり賛成多数であります。よって、諮問1号については適任と認めることに決しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と認めることに決しました。

日程第4. 第1号議案

日程第5. 第2号議案

日程第6. 第3号議案

日程第7. 第4号議案

日程第8. 第5号議案

日程第9. 第6号議案

○議長(山本 慎悟君)

次に、日程第4、第1号議案から日程第9、第6号議案までの平成28年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長(後藤 哲治君)

第1号議案平成28年度中間市一般会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

昨年10月11日、国において平成28年度第2次補正予算が成立いたしました。この

補正予算の大きな柱である一億総活躍社会の実現の加速において、地方創生拠点整備交付金が創設されております。この交付金は、未来への投資に向けて地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的かつ主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら、施設整備等の取り組みを推進するためのものとなっております。

本市といたしましても、この有利な財源を最大限に活用し、未来への投資という観点から、地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設整備を実施してまいります。

具体的な事業の内容といたしましては、市内での起業希望者になかまハーモニーホールの一画を貸し出し、経営力の習得や本市におけるニーズの把握等を目的とした試験的な店舗経営を行う中間市チャレンジショップ事業でございます。

今回の補正予算では、事業実施に向けた施設整備費用等を9,900万円計上いたしております。この事業の実施により雇用の創出及び地域経済の活性化を推進してまいります。

次に、その他の補正予算の主なものでございますが、民生費におきましては、市県民税非課税者に給付金を支給する経済対策臨時福祉給付金支給事業に1億9,260万円を計上し、消費の下支えを行います。

教育費におきましては、中間東、中間北、中間南各小学校の和式トイレを洋式トイレへと更新するトイレ改善事業に9,000万円を計上いたしております。

このトイレ改善事業につきましては、年次的に市内全ての小中学校において実施する予定となっております。

加えまして、中間東中学校の下水道接続事業に2,800万円を計上し、教育施設の充実に努めます。

これらの事業につきましては、来年度へ予算を繰り越し、事業を実施する予定といたしております。

また、特別会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業について、保険基盤安定繰出等の基準内繰出金を700万円、国民健康保険事業への財政支援としての基準外繰出金を2億円、合計で2億700万円を計上いたしております。

また、その他の特別会計への繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金を420万円、介護保険事業特別会計繰出金を1,640万円減額いたしております。

次に、歳入につきましては、普通交付税及び臨時財政対策債の金額の確定に伴い、普通交付税を2,010万円、臨時財政対策債を1億3,740万円それぞれ減額いたしております。

国庫支出金につきましては、地方創生拠点整備交付金を4,920万円、経済対策臨時福祉給付金支給業務事業費及び事務費補助金を1億9,260万円、学校施設環境改善交付金を290万円追加いたしております。

また、市債につきましては、中間市チャレンジショップ事業等の繰り越し事業の実施による増額、臨時財政対策債等の減額に伴い、合計で1億4,320万円を減額いたしてお

ります。

以上により、歳入歳出それぞれ3億8,030万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ188億9,860万円とするものでございます。

今回の補正予算について議決をいただきましたら、地方創生の深化に向け全力で取り組んでまいります。

次に、第2号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、医療費の減少に伴い、一般被保険者療養給付費を7,990万円減額いたしております。また、直営診療施設に対する補助金の決定により、直営診療施設所繰出金を1,180万円追加いたしております。これは、国民健康保険直営診療施設でございます中間市立病院での事業に対する補助金を中間市特別会計国民健康保険事業で受け入れ、病院事業会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入の主な内容といたしましては、被保険者数の減少等により国民健康保険税を1,010万円、一般被保険者療養給付費の減額に伴い国庫療養給付費等負担金を2,550万円、国庫普通調整交付金を1,070万円、県定率交付金を460万円減額いたしております。

また、直営診療施設繰出金の増額に伴い、国庫特別調整交付金を1,180万円追加し、法定繰入金の確定に伴い、保険基盤安定繰入金を950万円追加し、財政安定化支援事業繰入金を250万円減額いたしております。

平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業の決算見込みでは、昨年度に引き続き、大変厳しい財政状況でありますことから、本市の一般会計からの法定外繰入金といたして国民健康保険税及び医療費支援繰入金を2億円追加いたしております。

また、歳入欠陥補填収入につきましては、2億4,310万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,814万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,610万円とするものでございます。

次に、第3号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、今年度に施工しております公共下水道整備工事につきまして、工法変更等により今年度中に完了する見込みがなくなりましたことから、3款建設費の工事請負費1億3,350万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、第4号議案平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費におきましては、地域密着型介護サービス給付費を1,900万円、施設介護サービス給付費を8,500万円それぞれ減額いたしております。

また、地域支援事業費におきましては、二次予防事業に要する経費につきまして、嘱託職員報酬を150万円、任意事業に要する経費につきまして、委託料及び扶助費を500万円、介護予防生活支援サービス事業に要する経費を1,650万円、介護予防ケアマネジメント事業に要する経費を500万円それぞれ減額し、介護給付費準備基金8,000万円を基金積立金に追加いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者介護保険料1,260万円を減額し、また、地域支援事業利用者使用料におきまして、任意事業利用者使用料180万円、国庫支出金2,770万円、支払基金交付金3,550万円、県支出金2,160万円、一般会計繰入金1,640万円をそれぞれ減額し、前年度繰越金6,400万円を追加いたしております。

以上により、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ5,200万円を減額し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ49億299万円とするものでございます。

次に、第5号議案平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合へ納付いたします保険料負担金を1,940万円追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を530万円、前年度繰越金を1,820万円追加し、保険基盤安定繰入金を420万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,942万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,523万円とするものでございます。

次に、第6号議案平成28年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、病院事業収益の医業外収益を1,255万円追加いたしております。これは、国民健康保険直診施設交付金を申請したことに伴うものでございます。

また、支出につきましては、病院事業費用を1,300万円追加いたしております。この内容といたしましては、前年度の診療報酬の審査による査定減額を1,300万円追加したことによるものでございます。

この結果、病院事業収益における予算の総額を22億2,482万円、また病院事業費用における予算の総額を22億2,253万5,000円とするものでございます。

次に、資本的収入につきまして、ご説明申し上げます。

資本的収入の主なものにつきましては、固定資産整備企業債を5,650万円減額いたしております。これは、主に資本的支出におきまして医療機器の購入を抑えたことにより企業債が減少したことなどによるものでございます。

また、支出につきましては、器械備品等購入費を5,042万円減額いたしております。この結果、資本的収入における予算の総額を9,687万7,000円、また、資本的支出における予算の総額を1億2,395万9,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,708万2,000円につきましては、全額を損益勘定留保資金で補填することといたしております。

以上、第1号議案から第6号議案について、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

ただいま議題となっております各会計補正予算6件に対する質疑は、3月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第10. 第 7号議案

日程第11. 第 8号議案

日程第12. 第 9号議案

日程第13. 第10号議案

日程第14. 第11号議案

日程第15. 第12号議案

日程第16. 第13号議案

日程第17. 第14号議案

日程第18. 第15号議案

日程第19. 第16号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第10、第7号議案から日程第19、第16号議案までの条例改正10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

第7号議案中間市個人情報保護条例及び中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、本年5月30日から施行されることに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、中間市個人情報保護条例及び中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例におきまして引用しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項にずれが生じることから、これを改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、本年5月30日といたしております。

次に、第8号議案中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び中間市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、公務員制度改革の一環として、地方公務員につきましても国家公務員と同様の人事評価の制度が導入されましたことから、関係いたします二つの条例を改正するものでございます。

条例の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例におきましては、人事行政の運営状況について、長に対する報告事項を定めた地方公務員法第58条の2第1項が改正され、人事評価等が追加されましたことから、同様の改正を行うものでございます。

次に、中間市一般職員の給与に関する条例につきましては、地方公務員法第23条第2項の規定により、人事評価を職員の任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することとされましたことから、直近の人事評価の評価結果を勤勉手当に反映させることとし、管理職職員をその対象とする改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、本年4月1日といたしております。

次に、第9号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のための1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにするなどの措置を講ずるものでございます。

なお、条例の施行日といたしましては、本年4月1日といたしております。

次に、第10号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

昨年12月議会におきまして、議員提案によりまして中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例と、中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。

議員の皆様のご英断により、厳しい本市の財政状況も改善すると思われませんが、普通交付税の交付見込みは依然として厳しい状況でございます。このような財政状況も踏まえまして、我々執行部も来年度の4月から7月までではございますが、給与を減額いたしたく、ご提案するものでございます。

その内容といたしましては、期間中の給料及び期末手当につきまして、市長にあつては20%を、副市長及び教育長にあつては10%を減額して支給するものでございます。

次に、第11号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、本年度の人事院勧告に基づき、期末手当の1年間の総額の調整を行うもので、職員については現行の100分の90を100分の85に、再任用職員については現行の100分の42.5を100分の40にそれぞれ改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、本年4月1日といたしております。

次に、第12号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、市税条例におきまして改正の必要が生じたことによるものでございます。

さて、条例改正の主な内容でございますが、まず、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用時期を2年延長いたしております。また、軽自動車税の環境性能割制度の導入や法人市民税のさらなる交付税の原資化に伴う法人市民税の税率の引き下げ等の消費税関連の税制改正につきまして、消費税率の当初の引き上げ時期でございました本年4月1日から施行することとする条例改正を昨年6月定例市議会におきましてご承認いただきましたが、さきの法律の改正により、消費税関連税制改正も消費税同様に延期されましたことから、市税条例におきましても法律改正に基づき消費税関連税制に係る部分を平成31年10月1日に延期するものでございます。

なお、条例の施行日といたしましては公布の日からといたしております。

次に、第13号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は介護保険法施行令の一部を改正する政令が制定され、第1号被保険者の保険料段階の判定基準として採用されております合計所得金額から長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除することとされたことに伴うものでございます。

この政令は、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等の本人の責めに帰さない理由による土地の売却による収入等が合計所得金額に反映されることにより、譲渡した翌年度の介護保険料が高額になることを防止することを目的とするもので、本市におきましても、この政令の目的を踏まえまして同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、第6期中間市高齢者総合保健福祉計画の期間中ではございますが、政令におきまして来年度からの実施が可能とされておりますことから、

本年4月1日からといたしております。

次に、第14号議案中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、福岡県都市計画基本方針の改正により、中間都市計画、北九州都市計画及び苅田都市計画が統合され、北九州広域都市計画となったことに伴い、条例名を中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例から、中間市公共下水道事業受益者負担に関する条例へ改正するものでございます。

また、条例における用字用語の見直しにつきましてもあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第15号議案第中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成18年に本条例の改正が行われて10年が経過し、内容の見直しを行う必要が生じたことによるものでございます。

改正の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、占用料につきまして、その例によることとしております中間市道路占用料徴収条例に合わせまして、占用料の減免に係る規定を設けるものでございます。

次に、県内における公共工事等からの暴力団排除の機運の高まりを受けまして、暴力団排除の規定を設けるものでございます。

最後に、昨年4月1日に行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、教示を別紙により行うこととしていた従来の運用方法を変更し、様式第2号に記載するよう改め、事務処理の正確性を図るものでございます。また、条例における用字用語の見直し等もあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、本年4月1日といたしております。

次に、第16号議案中間市営野球場使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は本市の出身でプロ野球の選手、監督として活躍された故仰木彬氏の多大な功績をたたえとともに、この功績が市民の誇りとなり、地域や世代を超えて多くの人々に語り継がれるよう、中間市営野球場の名称を中間仰木彬記念球場に変更するものでございます。

改正の内容といたしましては、中間市営野球場の名称を中間仰木彬記念球場とすることに伴いまして、この条例及び中間市営都市公園条例中の中間市営野球場の記載を、中間仰木彬記念球場に改めるものでございます。

また、条例における用字用語の見直し等につきましてもあわせて行っております。

なお、施行日につきましては、本年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

ただいま議題となっております条例改正10件に対する質疑は、3月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20. 第17号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第20、第17号議案中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

第17号議案中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市特別児童福祉手当は、18歳未満の知的または身体に障がいをもつ児童の福祉増進を図ることを目的として、昭和45年に設置され、以降、当該児童を家庭で監護、養育している父母等に月額2,000円の手当を支給してまいりました。しかしながら、設置から50年近くが経過し、現在では障がい児サービス等の拡充や当該児童を養育する保護者の経済的負担の軽減に係るさまざまな施策により、障がい児の福祉の増進が図られ、本条例の目的が達成されたと思料されることから、これを廃止するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、本年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

ただいま議題となっております第17号議案に対する質疑は、3月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 第18号議案

日程第22. 第19号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第21、第18号議案及び日程第22、第19号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

第18号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、太師台9号線の1路線でございます。

この路線につきましては、当該地域住民の生活道路として現在使用されている道路が狭小であり、緊急車両等の進入が困難であることから、その解消を図るために新たな生活道

路として整備したものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員4メートル、実延長33.5メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、第19号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回変更をいたします路線は、御座ノ瀬・中ノ谷線及び瑞穂団地9号線の2路線でございます。

まず、御座ノ瀬・中ノ谷線につきましては、接続します御座ノ瀬・中ノ谷線バイパスが一部供用を開始することに伴い、区域の変更を行うものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員2.88メートル、実延長506.69メートルを、幅員3.23メートル、実延長487.18メートルに変更するものでございます。

次に、瑞穂団地9号線につきましては、本路線の延長線上に民地との接道が確保できない箇所がありますことから、路線を延長して接道を確保するために変更するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員3.97メートル、実延長73.33メートルを、幅員3.87メートル、実延長185.29メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、2路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、3月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第23. 第20号議案

日程第24. 第21号議案

日程第25. 第22号議案

日程第26. 第23号議案

日程第27. 第24号議案

日程第28. 第25号議案

日程第29. 第26号議案

日程第30. 第27号議案

日程第31. 第28号議案

日程第32. 第29号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第23、第20号議案から日程第32、第29号議案までの平成29年度各

会計暫定予算10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

第20号議案、本年7月に市長選挙が行われることから、本市の平成29年度予算は9月までの6カ月間の暫定予算として編成しており、市長選後の9月定例会市議会において、改めまして本予算の案を提出する予定といたしております。

平成29年度におきましても市税の伸び悩み、地方交付税の大幅な削減など、一層厳しい財政運営が見込まれます。

そうしたことから、先ほどの第10号議案におきまして、私ども三役の給与減額条例を提出いたしておりますが、さらに、一般職のうち管理職職員におきましては管理職手当を、部長級、課長職及び課長補佐級の職員につきまして、それぞれ3ポイントずつ減額し、さらなる財政の健全化を図ることといたしております。

特別職及び管理職の給料減額は7月までの4カ月ということで、財政効果額は合計470万円となっております。

さて、今回の暫定予算編成に当たっての方針でございますが、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費におきましては、9月までの見込み額を計上し、施設管理費等の経常的経費につきましては、年間での契約を要するというので、1年間の見込み額を計上いたしております。

また、実施時期が限定されている事業や早期に実施しなければ効果が見込めない事業、国・県補助金等の財源が見込まれる事業につきましては年間の所要額を計上し、公共事業につきましては、計画的な発注が行えるよう、所要額を計上いたしております。この方針に従いまして編成いたしました暫定予算でございますが、歳出の主な事業につきまして、目的別にご説明申し上げます。

議会費におきましては、議員人件費は7,090万円となっております。先ほど御礼申し上げました議員定数削減及び議員報酬引き下げにより、6カ月間での削減効果額は990万円となっております。

総務費につきましては、運転免許証を自主返納した高齢者の方に対し、公共交通機関で利用可能な5,000円分のICカード等を交付する経費として80万円を計上し、安全・安心なまちづくりをさらに推進してまいります。

民生費におきましては、保育環境の整備と受け皿確保を目的に、定員を増員する保育所の建てかえ工事費に対する補助金として1億1,520万円を計上し、子育て支援のさらなる推進を図ってまいります。

衛生費におきましては、本市が実施いたします健康増進事業に参加した市民の方に対するポイント制度を新設し、抽せんで記念品をお贈りするなかま健康マイレージ事業に70万円を計上し、市民の健康づくりを応援してまいります。

商工費におきましては、遠賀川水源地ポンプ室を初めとする観光資源を有効活用し、観光客誘致につなげるため、本市ではフットパス事業を推進いたしておりますが、そのフットパス全国大会が本年11月に本市におきまして開催されることが決定しております。その開催経費といたしまして180万円を計上し、フットパス事業を通じて観光客増加はもとより、中間市のPR及びさらなるブランド力向上を図ってまいります。

土木費におきましては、現在老朽化した中鶴地区の市営住宅建てかえ事業を実施いたしておりますが、本年度は新築工事及び歩道整備に伴う設計委託料などとして7,410万円を計上し、住環境整備による活気あるまちづくりを推進してまいります。

消防費におきましては、老朽化した消防団格納庫及び防火水槽を改修する費用として490万円を計上し、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりの予算としております。

教育費におきましては、希望が丘高校及び中間高校に通う生徒がスポーツや文化芸術活動における目覚ましい活躍により好成績をおさめた場合に、大会の出場経費の一部を補助する制度を新設いたします。その経費として130万円を計上し、スポーツと文化の振興を通じて地域の高校生をサポートすることといたしております。

また、さらなる学力向上施策といたしまして、小学校5年生までの対応としている35人学級を1学年引き上げまして、小学校6年生までとし、児童一人当たり合ったきめ細かな対応を広げる経費として1,220万円を計上いたしております。

これにより、市内小学校の全学年において少人数学級が実現することになり、子どもたちの学力アップに向けた環境整備がさらに推進されることとなります。

次に、歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。

暫定予算における歳入計上の方針でございますが、まず、歳出予算に対応する国及び県補助金、起債等の特定財源を計上した上で、不足する額につきまして、市税及び地方交付税等の一般財源を計上いたしております。

この方針に従いまして、市税は23億5,830万円、地方交付税は31億1,300万円、市債は7億6,320万円を計上いたしております。

国の平成29年度地方財政対策において、地方交付税総額が前年度と比べ減額となっており、さらに、人口減少及び高齢化進展の影響から、暫定予算ではございますが、厳しい予算編成となっております。しかしながら、今後も安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されるよう、予算執行段階での歳出抑制を行うとともに、引き続き、行財政改革に取り組みながら、地方創生の実現を目指してまいります。

以上により、平成29年度中間市一般会計暫定予算は、歳入歳出それぞれ106億8,400万円を計上いたしております。

次に、第21号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費として24億290万円、後期高齢者支援金等として3億9,070万円、介護納付金として1億3,540万円、共同事業拠出金として7億9,610万円、保健事業費として3,770万円、これらに伴う事務費を総務費として1億1,540万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として4億6,470万円を計上いたしております。この内訳といたしましては、医療給付費分が3億2,870万円、介護納付金分が2,360万円、後期高齢者支援金分が1億1,240万円でございます。

また、国庫支出金として9億5,510万円、療養給付費交付金として9,280万円、前期高齢者交付金として8億6,060万円、県支出金として2億720万円、共同事業交付金として8億2,490万円、繰入金として3億2,840万円、諸収入として1億5,540万円を計上いたしております。

以上により、暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,981万円とするものでございます。

平成30年4月から国民健康保険が都道府県単位となる広域化が実施されることに伴いまして、市町村におきましては、来年度は広域化に向けての準備期間となります。本市におきましては、市町村事務処理標準システムの導入を初め事務の標準化に向け環境整備を行ってまいります。来年度におきましても、本市の国民健康保険事業は大変厳しい状況が予想されておりますことから、保健事業をさらに強化し、市民の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、第22号議案平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、臨時職員賃金40万円、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円など、暫定予算として9月までの執行予定額を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として140万円、貸付金の元利収入として30万円を計上いたしております。

以上により、暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ185万円とするものでございます。今後とも貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

次に、第23号議案平成29年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料を5,590万円、両下水処理場の修繕料及び光熱水費を1,550万円、事務処理に要する経費を170万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道使用料を3,940万円、一般会計繰

入金を3,840万円計上いたしております。

以上により、暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ7,792万円とするもので、前年度より1,215万円減額いたしております。

次に、第24号議案平成29年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、砂山地区ほか21地区で実施する管渠築造工事を8億9,490万円、岩瀬西町地区ほか2地区の実施設計業務委託料及び事業計画変更業務委託料を9,000万円、ガス管及び水道管移設等の補償費を5,000万円、流域下水道処理負担金を1億6,280万円、公債費の元金償還金を2億8,110万円、同じく利子償還金を1億1,810万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道受益者負担金を2,990万円、下水道使用料を2億900万円、一般会計繰入金を3億5,420万円、公共下水道事業費国庫補助金を3億4,290万円、公共下水道事業債を7億3,300万円計上いたしております。

以上により、暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,529万円とするもので、前年度より6億2,843万円減額いたしております。

財政状況の厳しい中、単独事業費を減額し、国庫補助対象事業費を増額するなど、国庫補助事業を積極的に活用し、効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、第25号議案平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、平成17年度に借り入れました地方債5,000万円の償還が平成27年度末で完了いたしましたことから、本年度は公有財産購入費5万円のみの計上といたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として5万円を計上いたしております。

以上により、暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ5万円とするものでございます。

次に、26号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出における主なものといたしましては、介護サービス事業に伴う保険給付費を22億5,810万円、高齢者の地域の生活を総合的に支援する地域支援事業費を1億6,290万円、職員人件費等総務費を7,940万円計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を4億9,860万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金を5億5,820万円、支払基金交付金を6億6,510万円、県支出金を3億5,740万円、一般会計繰入金を3億8,490万円計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ25億133万円を計上

いたしております。

次に、サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、職員人件費、嘱託職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料等の居宅介護支援事業費として2,240万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入として2,240万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ2,246万円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,379万円とするものでございます。

今後も高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえまして、超高齢社会に対応すべく、適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度のさらなる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいります。

次に、第27号議案平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として3億6,670万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料として2億7,340万円、一般会計繰入金として9,620万円を計上いたしております。

以上により、暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,107万円とするものでございます。

今後も、福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細かな連携を図り、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率向上を図り、より一層の効率的な運営に努力してまいります。

次に、第28号議案平成29年度中間市水道事業会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

来年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万7,687戸を予定し、1日あたりの平均給水量を1万7,602立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

水道事業収益につきましては、6億4,199万円を計上いたしております。その主なものといたしましては、給水収益の5億5,313万円でございます。また、水道事業費用につきましては、6億4,177万円を計上いたしております。

主なものといたしましては、原水費及び浄水費といたしまして1億8,059万円、また、減価償却費といたしまして1億8,474万円でございます。その結果、消費税を含めまして22万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、2億845万円を計上いたしております。その主なものといたしましては、企業債の2億円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で4億7,724万円を計上いたしております。

この内容といたしましては、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行うものでございます。主な工事といたしましては、中間地区におきまして県道中間水巻線配水管布設工事など14件、また、遠賀地区におきまして国道3号線配水管布設替工事など5件で、総件数19件を予定いたしております。

以上により、建設改良事業につきましては、総事業費3億6,765万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額2億6,878万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

次に、第29号議案平成29年度中間市病院事業会計暫定予算について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

収入につきましては、病院事業収益を11億5,653万円計上いたしております。このうち医業収益を10億3,216万円計上いたしております。この内訳といたしましては、入院収益3億9,914万円、外来収益5億5,531万円、負担金4,832万円、その他医業収益2,938万円でございます。

また、医業外収益を1億2,437万円計上いたしております。

その主なものといたしましては、他会計補助金4,484万円、負担金交付金5,067万円、長期前受金の戻入金2,532万円などでございます。

また、支出につきましては、病院事業費用を11億5,571万2,000円計上いたしております。このうち、医業費用を11億3,807万円計上いたしております。その主なものといたしましては、給与費5億4,454万円、薬品等材料費3億1,294万円、委託料等経費2億3,919万円、減価償却費3,562万円、資産減耗費225万円などでございます。

また、医業外費用を965万円、特別損失を800万円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

収入につきましては、資本的収入を9,134万2,000円計上いたしております。その内訳といたしましては、固定資産整備企業債4,500万円、他会計負担金4,634万円でございます。

また、支出につきましては、資本的支出を8,281万5,000円計上いたしております。その内訳といたしましては、器械備品等購入費4,500万円、企業債償還元金3,782万円でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

ただいま議題となっております各会計暫定予算10件に対する質疑は、3月9日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第33. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 慎悟君）

これより、日程第33、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、青木孝子さん及び安田明美さんを指名いたします。

○議長（山本 慎悟君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

旧議長 堀 田 英 雄

新議長 山 本 慎 悟

旧副議長 植 本 種 實

議 員 青 木 孝 子

議 員 安 田 明 美